２０２１年１１月２９日

岐阜労働局長

大地　直美様

岐阜県労働組合総連合

　議長　　廣瀬　政美

要　請　書

　　日頃は岐阜県民の命と暮らしを守るために、ご奮闘しておられることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、地域経済にも深刻な打撃を与えています。解雇や倒産、労働条件の切り下げなど、岐阜県内の労働者の生活は一層の困難を抱えています。8月の感染拡大は医療体制もひっ迫しました。新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことが想定されます。

保育園などではコロナ感染拡大によって休園になった際に正規労働者には10割の賃金が補償されるが非正規労働者は6割しか補償されないなどの格差もあります。家族がコロナに感染した方はたとえ陰性であっても、濃厚接触者として一定期間外部との接触ができないことから、仕事に行けず、休業を余儀なくされます。

また、最低賃金について今年10月に28円引き上げられ、880円となりましたが、生活できる賃金には大きな開きがあります。労働者が安心して生活できるだけの賃金が求められています。

以上のようなことを踏まえて、下記の通り要請いたします。

記

労働行政の体制強化について

1. 県内で働く労働者の生活と権利を守るために、労働基準監督署・ハローワークの職員を大幅に増員し、公共サービスを強化してください。
2. ハローワークの縮小・廃止などは行わないでください。そのために、必要な人員を適正に配置してください。また、求職窓口職員を正職員としてください。

新たな制度創設や改善について

1. 平均賃金は「これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいいます」とされていますが、コロナ禍では平均賃金で計算された休業手当では生活できないという相談が相次いています。制度を改めるように国に改正の意見をあげてください。
2. 労基法第136条違反は罰則規定該当となるように改正することを厚生労働省に働きかけてください。

最低賃金について

1. 岐阜県内の最低賃金時間額を一刻も早く1500円を実現してください。
2. 岐阜地方最低賃金審議会の審議において、希望する労働者には、意見陳述の機会を与えてください。
3. 最低賃金審議会の傍聴受付や専門部会の委員の推薦などの公示された際には希望があった団体および岐阜県労連に公示内容をＦＡＸしてください。最低賃金審議会の傍聴者の定員を引き上げてください。
4. 岐阜地方最低賃金審議会の委員の任命に当たっては、労働者の多様な意見を代表する者を選任してください。
5. 全国一律最低賃金制度をつくるよう国に意見をあげてください。

法律の運用をめぐって

1. 訪問介護事業所で働く登録ヘルパー等の労災保険未加入がないように、県の福祉課と連携して指導・改善に努めてください
2. 年次有給休暇取得の際の皆勤手当カットについての労基法第136条違反の申告事案の対応においては、使用者がカットした皆勤手当を支払うまで指導を続けてください。
3. 特定の手当が定額・固定残業代制度に該当していない為残業代未払との申告があった場合は、その制度が真に労基法第37条を遵守しているのかどうか厳しくチェックすること。そして、この申告事案において、労働契約の文書にてその特定の手当が定額・固定残業代制度であることが明記されておらず、かつ、申告した労働者もその特定の手当が定額・固定残業代であると認識していない場合は、使用者がその手当について定額・固定残業代について申告した労働者との間で「口頭合意がある」との主張をしても、その主張は労基法第37条違反を覆すことにはならないことをその使用者に説明してください。
4. 小学校休業等対応助成金・支援金制度が再開されました。制度が再開されたことを知らない労働者も多くいます。周知をしてください。

以上